

# 基準適合認定一般事業主認定通知書

令和8年6月12日

キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社

代表取締役 ダニエル シャイアマン 殿

令和8年3月19日付けの申請について、女性活躍推進法第12条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

女性が活躍しています！

東京労働局長



## 注意

- ・この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- ・また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。
- ・なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、判決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。
- ・また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・本認定通知後、以下のいずれかに該当するときは、認定取消の対象となりますので、速やかに管轄の労働局あて報告してください。
  - ① 法第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
  - ② 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - ③ 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
  - ④ ①～③に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - ⑤ 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

女性が活躍しているほしめ!